平成２５年（フ）第５３５号
神奈川県厚木市林２丁目25番41号　ハイム司103
債務者　和田眞理子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６０号
神奈川県大和市南林間２丁目５番11号　ユースフル南林間109号、申立時の住所相模原市中央区上矢部３丁目５番31号　ラ　ヴィエール　カーサ101
債務者　金澤　聖良
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８５７号
京都市西京区桂野里町41番地４　アルティア桂101、住民票上の住所京都市西京区桂野里町41番地１　アルティア桂101
債務者　藤﨑美由紀
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５６号
京都市中京区西ノ京中御門東町39番地３　ラメールⅢ302
債務者　吉岡　隆司
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３０号
京都府八幡市男山香呂１番地―Ａ27―404
債務者　加藤　美和
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７１号
京都市右京区嵯峨中又町29番地25
債務者　寺岡　　緑
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８７号
京都市北区大北山長谷町５―36　特別養護老人ホーム原谷こぶしの里、住民票上の住所京都市北区紫野上門前町44番地
債務者　園村　信子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０１号
京都市山科区四ノ宮神田町36番地11　カームマンション102
債務者　橋元　文治
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０２号
京都府向日市寺戸町二枚田13番地の69　メゾンメルヴェール203
債務者　永井　啓介
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０３号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町68番地７、前住所京都市山科区勧修寺西北出町22番地
債務者　山岡　裕明
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０４号
京都市南区西九条池ノ内町18番地１　フォーセブン八条口207号
債務者　茶園　正男
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０４号
大阪府大阪狭山市半田３丁目1744番地の１
債務者　カラオケ波こと　有福　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５７号
大阪府河内長野市原町５丁目３番11―102号
債務者　吉川　美紀
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０１０号
大阪府羽曳野市古市６丁目27番９号　城山荘園１号棟１階３号室
債務者　上田　雅之
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０３２号
大阪府松原市天美南５丁目10番９号
債務者　豊澤　秀一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
栃木県佐野市上台町2109番地19、前住所東京都新宿区若松町18番４―106号
債務者　小室　元克
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部